

本市における総合事業の実施に向けた基本的考え方

検討項目	事業内容	検討の方向性	基本的考え方
介護予防・生活支援サービス事業	現行の訪問介護・通所介護相当サービス	国が示す指定基準・単価等を基に検討	要介護者を対象に法定給付として実施されるサービスとの整合性を確保する。
	多様なサービス	現行のサービスを基に検討	<ul style="list-style-type: none"> 既存のサービスを介護保険事業に位置づけることで、安定かつ継続したサービスの提供を目指す。 地域のニーズなどを踏まえ、今後必要となるサービスについても検討する。
一般介護予防事業	—	現行の介護予防事業を基に検討	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地域における自主的な予防活動の活性化を目指す。 現在も派遣している専門職の一層の活用を目指す。
サービス利用	基本チェックリスト	利用の流れと一体的に検討	事業対象者の状態や環境等に応じたサービスが提供されるよう、受付からケアマネジメントまでの流れを整備する。
生活支援・介護予防サービスの充実	協議体の設置	現行の体制を基に検討	<ul style="list-style-type: none"> 全市的な考え方を整理するための体制を確保する。 日常生活圏域ごとの情報共有、意見交換の場を確保する。